

恒久的な地域密着型金融推進計画

当組合は、平成19年度に恒久的な地域密着型金融への取組み方針を策定致しましたが、今回、令和2年3月31日現在における進捗状況を地域の皆様に公表いたします。

この推進計画は、当組合が地域金融機関として今後どのように地域貢献していくかを検討のうえ策定しており、当組合の取組み姿勢をご理解頂けるものと思います。

当組合は、これからも相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関として、地域社会の活性化のお役に立ちたいと考えております。

令和2年10月2日

新潟大栄信用組合

◆ 経営理念 (昭和52年 5月制定)

『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあらうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

◆ 経営方針 (昭和52年 5月制定)

- ・ 経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・ きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- ・ 経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・ 法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- ・ 和して競う職場をつくる。

◆ 中期経営計画 (抜粋) (取組期間 平成31年 4月 1日～令和 4年 3月31日)

I. 金融仲介機能等の発揮を通じた地域貢献

経営基盤である地域小規模事業者等を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中、相互扶助を基本理念とする協同組織金融を実践すべく、地域小規模事業者の大きな経営課題となっている事業承継問題への取組や、成長可能性を的確にとらえた支援等、地域活性化に向けた金融仲介機能強化に向け、以下の体制整備を図り取り組みを進めて参ります。

1. 地域小規模事業者の経営改善等への取組みに対しては、新規与信、貸出条件変更を始めとする資金面での支援に加え、コンサルティング機能を充実した実効性ある支援に取り組んで参ります。
2. 経営改善支援においては、本部・営業店が連携を図りながら、取引先企業との対話を進めることにより、経営課題と今後の方向性について認識を一致させ、抜本改善に向けた実効性あるフォローアップに取り組んで参ります。
3. ライフサイクルや事業の成長段階（創業、成長、成熟、成長鈍化、衰退）における課題解決への取り組みを実効性あるものとする為、職員の公的資格取得（中小企業診断士、FP等）を積極的に奨励すると共に、経営改善支援の実効性確保に向け本部主導による取組を促して参ります。
4. 経営環境が厳しさを増し、経営課題が複雑化する中、地域事業者の創業、新たな事業展開、経営改善、事業承継支援等の本業支援については、積極的に外部機関（公的支援機関、地方公共団体、他金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会等）との連携・協調を図りながら、経営課題と実態に応じた補助金等の公的支援制度を活用しながら、生産性向上や事業再構築等を進めて参ります。

5. 営業活動においては、事業内容の強み・将来性・採算性を的確に把握・評価する事業性評価体制の整備を進め、経営者等の定性要因（「徳義心はあるか」「働き者か」「家庭内は円満か」等）も加味した支援に取り組んで参ります。
6. 当組合は、創業、新たな事業分野進出、経営内容の抜本改善等を必要とする小口・ミドルリスク層をターゲットに位置づけた上で、経営課題解決に向けた本業支援策の一環として、潤沢な自己資本活用により期限の利益を提供する等の資金支援を行いながら、その結果として当組合の収益を確保するビジネスモデルを進めて参ります。
7. 地域の事業者、居住者の実態をよく把握・理解し、相手の立場・目線から適切な提案を行うことで、いざという時に最初の相談相手として選ばれる信頼関係構築に取り組んで参ります。
8. 非正規雇用者の増加により所得環境の改善が進まない中、組合員、取引先、取引見込み先における、多重債務を原因とする家計破綻の未然防止に取り組んで参ります。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの基本方針

地域経済が依然として厳しい経営・生活環境にある中、協同組織金融の特性を發揮して「地域の皆様にとって利用し甲斐のある金融機関」を実践する為、地域の皆様の身の丈・ニーズに即した金融サービスを提供しながら地域貢献を果たしてゆくことを基本方針に、これからもより積極的な取組みに努めて参ります。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの推進状況

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の發揮

① 経営改善支援への取組み

具体的取組策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい経営環境の中、積極的に経営改善へ取り組む取引先に対し、本部、営業店が連携を図りコンサルティング機能等を發揮した実効性ある経営改善支援に取り組む。 ・ 経営支援においては、外部機関（公的支援機関、地方公共団体、他金融機関、商工会議所・商工会、保証協会等）との連携を図りながら、取引先の成長段階に応じ今後進むべき方向性を検討しながら取組みを進める。
具体的取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度においては、経営支援先 19 先を始め経営改善を必要とする取引先に対し、貸出条件変更等の資金支援、経営改善計画書の策定支援（経営内容の実態分析、問題点の分析、改善方針・対応策の提案）、計画の進捗状況を踏まえた公的支援制度を活用した本業支援に取り組んでおります。

② 経営支援担当職員の外部研修派遣

具体的取組策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当職員の経営支援のコンサルティング機能底上げを図る為、上部団体等が主催する研修会を積極的に活用する。
具体的取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度においては、経営支援に携る本部・営業店担当職員延べ 11 名を外部研修へ派遣し、特に事業性評価を踏まえた専門的且つ有効なアドバイスを提供できる態勢強化に取り組んでおります。

③ 倒産防止特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 倒産防止特別融資を活用し、地域の中小零細企業の経営改善への取組を資金面で支援する。
具体的取組結果	・ 同制度全面改正を行った平成 19 年度から令和元年度の融資実績は、14 件 220 百万円となっております。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

① 多重債務者発生の未然防止への取組み

具体的取組策	・ 組合員、取引先、地域の皆様から、多重債務を原因とする家計破綻を未然防止する取組みを推進する。
具体的取組結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渉外活動等を通じて地域の皆様との関係強化を図り、予期しない災害、事故、勤務先倒産等を原因とした収入減少により家計に支障が生じている場合は、ヒアリング等を通じ収支改善に向けた取組姿勢と債務借換による再建可能性を見極めた上で、「家庭安泰倒産防止特別融資」等を活用した資金支援を実施。 ・ 平成17年度から令和元年度の負債整理融資実績は、133件865百万円(下記、家庭安泰特別融資40件282百万円を含む)となっております。

② 家庭安泰特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 家庭安泰特別融資を活用し、予期しない失業・災害等により生活の安定に支障が生じている取引先の家計再建を支援する。
具体的取組結果	・ 同制度全面改正を行った平成 19 年度から令和元年度の融資取扱実績は、40 件 282 百万円となっております。

【経営改善支援への取組み状況】

【平成31年4月～令和2年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α				経営改善支援 取組み率 = α/A	ランクアップ率 = β/α	再生計画等 策定率 = δ/α
			αのうち 期末に債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち 期末に債務者区分が 変化しなかった先数 γ	αのうち 再生計画等を策定 した先数 δ			
正常先 ①	412	2		2	2	0.5%		100.0%
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	99	9	0	9	9.1%	7.6%	100.0%
	うち要管理先 ③	15	4	0	4	26.7%	0.0%	100.0%
	破綻懸念先 ④	12	4	0	3	33.3%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤	10	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	145	17	0	16	17	12.9%	0.0%	100.0%
合計	557	19	0	18	19	3.4%	0.0%	100.0%

- 注) ・期初債務者数及び債務者区分は、31年4月当初時点で計上しております。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
 - ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を計上しております。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、αに含めるもののβに含めません。
 - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても期初の債務者区分に従って計上しております。
 - ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を計上しております。
 - ・「再生計画等を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「当組合独自の経営改善計画策定先」
 - ・みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については、本表に計上しておりません。